

鹿児島県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内3例目）

<鹿児島県、熊本県同時発表>

令和2年11月17日(火)

環境省が実施している野鳥の糞便調査において、11月5日（木）に鹿児島県出水市で採取した検体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 11月5日（木） ・鹿児島県出水市で野鳥糞便を採取
- 11月10日（火） ・国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
- 11月17日（火） ・鹿児島大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

- (1) 鹿児島県、熊本県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	小西 美代	(内線 6477)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年11月17日14:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30
2	鹿児島県	出水市	環境試料(水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17

※今回の案件は太枠内となります。